

植木枝盛の東京遊学時代における思想形成

——「開化」「民権」と「自由」——¹

那 希芳

はじめに

戦後の一時期盛んだった植木枝盛(1857-1892)の研究において、彼に対する評価には賛否両論がある。かなり多くの学者²は植木思想の非現実性、思想と行動の乖離及び民衆からの離脱などを問題視している。一方、家永三郎³をはじめとする人々は植木の人民主権論や抵抗権・革命権思想を高く評価する。前者は思想と現実の関係という視点から、後者は思想の到達度という視点から、植木の思想を位置づけようとしているが、両者ともに植木思想を一つの完成品と捉える傾向がある。このような外在的視点では、植木思想の形成過程における試行錯誤の歴史が表面化しない恐れがある。これを避けるためには、思想の歴史性をさらに重視すべきであろう。植木の思想を歴史の中に還元し、その形成過程をたどると⁴、彼がどのように考えたのかだけでなく、彼がなぜそう思ったかも見えてくる。

本論はこうした視点に立って、植木の東京遊学時代の思想を検討する。植木は生来の民権闘士ではなく、初期の彼はむしろ民選議院の即時開設に反対していた。当初漸進主義的姿勢を取った植木が、どのような過程をたどって抵抗権や革命権思想を鼓吹するようになったのだろうか。この問題は従来ほぼ不問にされていたが、植木思想の出発点の検討は彼の思想全体の解明にとって重要である。本論ではまず植木の「開化」「民権」と「自由」思想の形成過程をたどり、さらに入獄体験が彼に与えた影響を検討し、植木の初期思想に対する理解を深めたい。

(1) 「開化」にまつわる問題

1875年1月23日、満18歳の植木枝盛は故郷土佐から二度目の上京をした⁵。文明開化真っただ中の首都東京で、最先端の学知を吸収するためであった。植木の日記によると、彼は2月16日に一般公開となった「明六社」の第一回例会⁶に足を運び、以後ほぼ皆勤で出席していた。また彼は三田演説会をはじめとする多くの演説会や勉強会にも通っていた⁷。それ以外の時間は当

時出版されたばかりの洋書の翻訳本を手あたり次第読破するなど、大概読書に使っていた。彼は「独学」⁸で得た知見を文章化し、当時誕生したばかりの新聞や雑誌に投稿した。このように過ごした東京游学の二年間⁹は、植木の思想の基盤を形成する時期でもあった。この時代における植木の問題意識を探ることは、彼の思想をトータルに理解するための有益な作業となろう。自身のテーマとして、植木が最初に向きあおうとしたのは「開化」の問題である。まずここから説きはじめよう。

「開化」はおそらくその時代における最重要の課題の一つであった。当時の一流知識人によって作られた雑誌『明六雑誌』上に、「開化」にまつわる議論¹⁰が多く見られる。また、植木はこの時期『欧羅巴文明史』¹¹を読んでいた。このような情況下、植木の「開化」論が形作られたのではないかと思われる。植木にとって「開化」とは何か、まず彼の「開化」に関する一連の論説を検討してみよう。

植木はまず「開化進歩」¹²（1875年2月26日）を書いた。そこで彼は人類の発展を「蛮野」「未開」「半開」「文明」の四段階に分けて論じ、「文明」を最終の段階とした¹³。彼は「文明」を「智益開け、農商百工の業大に盛に、學術技芸頗開け、利用厚生の道善美を尽し、君民其所に安んじ、擾乱甚稀」の状態と捉えた。そして、「蛮野」から「文明」へ至る過程を「開化の進歩」と称したのだが、これは長い歴史的過程であり、「幾変革、幾危難、幾盛衰」を経過して「陶鎔精鍊」の上でやっと実現されるものである。植木によれば、その過程は「赤子より以て壮成に至る」の「人身の生長」と同様で自然なものであり、あせって早く完成させようとしても無理である。彼は「急速其成長せんことを求む」やり方を厳しく批判していた（③3-4頁）。

次の論文「開化二基」¹⁴（1875年3月7日）において、植木は「開化」の中身について論じている。「開化」には「二基」すなわち二つの根本的内容がある。「国家の開化」と「人心の開化」である。「国家の開化」とは「交際の制法の良美」である。「人心の開化」とは「一人の上限り傍人に関せざる重大実事」であり、その内容は「教法・理学・詩文・芸術等」を含め、個々人の「其心を正うし其知を磨き其情を悦ばしむる」ものである（③5頁）。ここまでの議論はほぼ『欧羅巴文明史』に依拠¹⁵しているが、開化における「二基」関係の把握に、植木独自の視点が見られる。

まず、「人民は本にして国家は末」（③5頁）という件は、植木独自の意見である¹⁶。『欧羅巴文明史』では「国家」と「人民」が同様に重視されており、本末説はなかった。そこで言われ

た「国家」は、幅広い内実を持っていた。たとえば「国家の開化」とは「交際の制法の改良」¹⁷や「世事の改良」¹⁸であり、「国の事跡」には「法律、通商、職業、戦闘等」¹⁹が含まれている。そこから見れば、「国家の」物事とは、国民相互間のつきあい全般を意味するもの、と言えよう。植木が「人民は本にして国家は末」と述べたので、彼の考えた「国家」は「人民」の総和ではなく、むしろ別個にあるものようである。だからこのような本末論が成り立ったのだろう。彼は「人民」と別個にある「国家」に対して、その重要さを認めずに「末」に位置づけたと思われる。

つぎに、開化における「二基」の順序の把握にも、植木の独自性が見られる。『欧羅巴文明史』は「二基」が「同時に並起るを期すべからず」と言っており、「一基」が先行して、「千百の歳月を経」てから別の「一基」と「相合」しても問題ないと考えている²⁰。つまり、「二基」は同スピードで発展する必要はなく、方向性として「相背馳」しなければよいのである。さらに、「二基」は相互に促進するものだという確信も示されている²¹。だが、植木の理解は違っていた。

人民の智愚如何を察することを要せず、妄に高尚の政を為し、政府は雲上に在て政を施し、人民は遙遠其下に在て仰ぎ望んで其在る所を知る能わず、彷徨其向う所を失するが如き者、仮令交際の制法良美を尽すと雖も、之を以て開化とすることを得ず。（③6頁）

植木が問題にしたのは、政府主導のもとで、一連の施政によって実現される「交際の制法の良美」（すなわち「国家の開化」）と、人民の実際のあり方との乖離であり、さらに「雲上」にある政府と「遙遠其下」にいる人民との懸隔であった。この認識のもとで彼が提案したのは「二基」の「両ながら揚」（③6頁）ること、すなわち同時並行的に進めることである。

植木は「開化二基の続」²²（1875年6月26日）において、引き続き「開化」の問題を論じた。この文章は『代議政体』²³の影響下に書かれたものである。植木はここで「開化二基」を「政府人民」（③8頁）と措定した。「政府」とは「人民の作為より制立し之が事務を為す」もの、と植木が言っており、これは『代議政体』における「政体制法」の「人造」説²⁴に通じる議論である。そして「開化」における「政府」と「人民」関係について、植木は以下のように捉えた。

人民若野卑なるが如き総て其形勢下劣なれば、政体政法も亦之に随うて高尚純美なること能わず。若し又人民の形勢即所謂進歩して徳義智識上等なるときは、政体政法も亦之に随て高尚純美となり。(中略) 政体政法は終始人民の形勢に比例して、固より一定不変の者となすべからず。(中略) 政体政法をして高尚純美にせんと欲せば、須からく先ず人民の徳義智識を進歩せざんばあるべからず、所謂勸導の已むべからざる所なり。(③7頁)

この部分は『代議政体』から学び取ったものである²⁵。植木は「政体政法」を「人民の形勢」に決定されるものと捉えており、良い政治を得るには「人民の徳義智識」を発展させることが最も重要であり、政府はこの過程において「勸導」の責任を果たすに過ぎない、との考えを示した。

このような観点をもとに、植木は当時の政府の「専ら政体政法を改革」する政策を批判した。政府の「急進速成」の政策に人民は「受容負担」できず、政策が「朝令暮改」で方向が定まらないため、人民は「信心に之を遵奉する」こともできない。その結果、政府と人民の間に「乖戾離反」が生じた、と植木は指摘している(③8頁)。

植木はさらに『代議政体』にない議論を展開した。「開化」は「政府人民両ながら全う」すべきだが、実際は「専ら人民の形勢に在て政府の形勢に在ること少」く、「政体政法は人民の徳義智識を進むることの僅少なる」(③7頁)、とまで言ったのである。『代議政体』に比べて、植木は「政体政法」の役割をより軽く見ており、「人民」の役割をより重視していると言えよう。

「開化」における「人民」の役割を重んじる意見は、明六社周辺思想家にも見られたが²⁶、政府の役割をこれほど低く位置づけるのは、植木独自の視点と言えよう。

植木はさらに「開化有二論」²⁷(1875年11月7日)を執筆して新聞に投稿した。そこで彼は「開化」を「世間の開化」と「人智の開化」に分類し直した。それぞれに対する定義は不十分だが、植木はこの両者を「真成開化の基本」とし、両者の関係は「一は身体の如く一は精神の如く」で、「俱に之を全うし一偏頗一略忽なき」(168-25-26k)ようにすべきと論じた。だが、徳川時代においては「人智の開発」に対する妨害が甚だ多かったので、それを矯正するために今後は「人智の開化」の方にもっと力をいれるべきだ、と植木は指摘した(168-31k)。さらに、この論文で植木は「術策」に言及し、興味深い議論を展開していた。

今人あり、百里の路程を往くに十日を以てす。然れば則帰路も亦同じく十日を要せずんば不可なり。是則物の理なり。習慣の如きも亦大凡此の如く、一歳月を経たるものは亦同じく一月を費さずんば全く之を改むること能わず。然るに是自然に任じたるの言なり。若夫之に施すに善良の術策を以てすれば、則必しも自然に任ずるが如きにあらざるなり。往くに十日を以てするは歩行にして然り。帰路若船車の便を以てすれば、或は一日にして帰り、或は二日にして帰ることを得べし。是即善良の策術を用いたればなり。夫れ人民は則人なり政事は則策術なり、術策は則時に随い人に応じて施すべきなり。(168)29-30k)

上記の引用は新聞投書において削除された箇所だが、実に興味深い内容が書かれている。物事の成り行きを自然（「物の理」や「習慣」）に任せるより、「善良の術策」（「船車」）を駆使して自然的過程を速めることに、植木が同意していた。曾て彼は「開化」の過程を自然なものと捉え、「急速其成長せんことを求む」ことを批判していたが、「術策」への開眼は彼の認識に変化をもたらしたようである²⁸。植木は依然として「人」を根本、「政事」を「術策」と見ており、「政事」は人の状態に応じて改変すべきと考えたが、むしろ彼はここで「政事」の調整が重要だと強調しているようにも読める²⁹。よい「政事」は「善良の術策」として、「開化」の速度を速めることができる、ということを経験したからであろう。

以上のように、「開化」について、植木は『欧羅巴文明史』で提示された「開化の二基」の分類を自らの思考の枠組みとしたが、彼の中で「二基」の内容は流動的であった。植木は「開化」という目標に向けての、人と政治・国家・社会の関係を考えようとしたが、国家や社会に対する認識はまだ萌芽的でしかなかった。政治については徐々にその役割を認識していったが、道具として見ていたことは終始変わらなかった。一方、植木は思想の極初期の段階から、「人民」「人」の「開化」を最重要の課題としており、それが認識の深化に伴って不断に再確認されたのである。

(2) 民選議院に対する意見

周知のように、板垣退助（1837-1919）は征韓論で下野後、1874年1月12日東京で愛国公党を結成し、その5日後に『民撰議院設立建白書』を左院に提出した。板垣は同年4月に故郷高知に帰り、そこで立志社を設立した³⁰。当時高知にいた植木は立志社の会合に出席したことがあ

る³¹し、自伝によると、彼は板垣の演説を聞いて「民選議院設立の事を促さざるべからざるを確信」した後、すぐ「国会論」を書いて村人に示し、村人とともに「小区の民会」を立ち上げたのである³²。

「国会論」とは論文「国会の説」³³（1874年）である。そこで植木は「日本帝国皇統一系」を「共和政」の脅威から守るために、「国会を開き、国憲を立て」るべきと主張した（¹⁶⁸167k）。また、人民の状況については、「近来に至て人民の知覚大に開達し、学問大開け、天理甚明に」なった（¹⁶⁸169k）、とかなり楽観的な意見を述べた。人民が「開進」すればするほど「擅制の政」を嫌うようになるので、その解決策は国会開設しかない、と植木は論じていた。

翌年、板垣は大阪会議（1875年1-2月）を経て、3月12日参議に復職³⁴した。その前に板垣は大阪で旧愛国党同志の再結集を呼びかけ、2月20日「愛国社」を創立した。この時植木はすでに上京している。彼は3月17日から同郷の先輩板垣の家で住むことになった³⁵が、約二か月後に他所へ移った³⁶。植木が板垣家を離れた原因について、板垣と意見が合わずに離れたのではないか、という憶測をする研究者がいた³⁷。この時期、植木は板垣の民選議院即時開設論に対して、尚早論を唱えていたのは、確かである。

たとえば、「政府の人民に於ける猶お父母の其子に於けるが如きの論」³⁸（1875年5月9日）における植木の議論はこうである。「人民未開」の時、政府は人民に対して「父母」が「其子」に対するように、「保護」と「勸導」の責務を果たすべきである。「未開」社会における「智識蒙昧」の人民には「事理を弁ずるの力」がないため、「衆議却公平ならず」なのである。人民の「智識概ね開達なる」時を待ってはじめて「衆議公論」の政治が可能である（¹⁶⁸136k）。以上は『自由之理』³⁹の論点に近い見解⁴⁰だと言えよう。植木はさらに「議院は智を聚むるが為めなり、智の本は教育に在」と言い、「教育あって而後智識あり、智識あって而後議院立つ」と主張した（¹⁶⁸137k）。要するに「教育」による「智識」の開発が先であり、「議院」の設立は後の事である。そのため、植木は「智識」の不十分な人民に国政を任せることは「人子の幼少なる者をして其一家の管治を任ずる」ことと同様に危険だと指摘した。彼が「智識」を重視した背後に、下記の論理が働いていた。

下才の人は上才の人を見ること能わず。上才の人にして而後、以て上才の人を見ることを得。

植木の文脈に即せば、「上才」や「下才」は「智識」レベルの高低を意味するものだろう。「智識」レベルの低い人は、レベルの高い人をよく理解できない、と植木は考えていた。彼は『論語』の言葉「孔子の墻は数仞」⁴¹を援用していわく、「常人」は真に孔子の「大聖」である所以を理解できない。それと同様、「未開の民」も「智賢」を理解できないのだ、と。植木の脳裏には、「下才」の「未開の人民」による選挙では「下才」の「庸碌の者」だけが選ばれ、「上才」の「智者」が無視されるという懸念や、「愚蒙の集合」は「私利」と「偏倚」に陥りやすく、「公論」の形成が難しいという判断があった。この時期植木は、「君王独裁の国」ではまず政府が人民を「勸導」してその「自治の能力」を培い、その上で「定律政治」⁴²に移行するという構想を描いていた。

このような発想は「開化二基の続」⁴³（1875年6月26日）においても展開された。そこで植木は「未開の国」の「人民」は「徳義智識謏劣にして無学蠢鈍」だから、民選議院の設立は「其益なきのみならず、却て妨害を醸生するの媒たるべき」と論じたのである（③7頁）。植木はさらに「自由談一章」⁴⁴（1875年7月17日）においても、国会が「天下の衆智を聚むる」ことが緊要であり、「国民智識開達なるに非んば固より其益なし」（③9頁）と述べている。彼は人民の「徳義智識」レベルを無視する民選議院即時開設の構想には、明らかに反対であった。これは当時植木が親炙した明六社の思想家西周（1829-1897）や加藤弘之（1836-1916）等に近い発想である⁴⁵。

（3）言論の自由への目覚め

1875年6月28日の太政官布告第110号に讒謗律が、同第111号に新聞紙条例が発布された。政令が発布される前、学者たちは演説などによりこれらを問題視する発言をしていた。勉強熱心な植木もこの問題意識を共有していた⁴⁶。両条例の発布直後、言論界には次のような影響が現れた。明六社では公開の定例会はしばらく続いたものの、機関誌の『明六雑誌』は、新聞紙条例発布直後からほぼ活動を停止した⁴⁷。8月7日に『東京曙新聞』の記者末広重恭（1849-1896）が禁獄二か月罰金二十円の処罰を受け、新聞紙条例の最初の被害者となった。その後、筆禍事件による禁獄と罰金は跡を絶たなかった⁴⁸。

このような情勢の下で、植木は次第に言論の自由の重要性を認識するようになった。彼は「自由談一章」⁴⁹（1875年7月17日）ではじめて「発論の自由」に触れた。これは彼にとって「自由」を論じる最初の文書である。植木によれば、人には「立法の権利」と「出版自由」の「二つの自由」がある。前者は「公権」で後者は「私権」である。

民委官の国会に出て法度を議し規律を論ず、是則公権なり。民人自ら所思議論を書し世に公にす、是私権なり。（中略）私権は人生素より固有する所にして実に之を天に得、公権は政治の上に存して所謂天賦なるものと異なり。然らば則私権は先ず握取すべく公権は之に垂ぐ、其先後本末果して明瞭なるべし。（③9頁）

植木は人民の著述・議論の自由を「私権」とし、それを「天賦」のものと考えていた。彼は政治的な権利を「公権」と捉えて両者を区別し、「私権」を「本」、「公権」を「末」と位置づけたのである。

植木の「私権」の捉え方は、加藤弘之の『立憲政体略』から学んだものかもしれない⁵⁰が、権利の天賦性について加藤はほとんど言及していない⁵¹。この構想は西村茂樹の「権利の解」⁵²から触発されたものと思われる。この演説で西村は「権理」を「自然の権理」と「附加えたる権理」に分類した⁵³。「自然の権理」は天賦の権利で、その中に「性命と身体と自由に就ての権理」が含まれる。一方、「附加えたる権理」は「人間交際上」の「身分」によって発生する、非天賦のものである。ただし、西村は両「権理」に「軽重を異にすることなし」と捉えており⁵⁴、これは植木の「私権」優先説とは意見が異なる。植木は諸説から取捨をして自身の権利観を形成していったと思われる。ともかく、植木が「自由談一章」において議論と出版の自由を主張したことは、やはり重要である。

所思議論を術ぶるは洵に民人の心霊精神の内に居を占むる所の権利にして、出版自由なるものは唯之を筆記鏤刻して公布する者なり。（中略）出版自由を制する者は人民容易に其所思議論を術ぶるを得ずして、心快なる能わず智進むこと能わず、疑益積む。国家に在て言わんか国歩上進すること能わず、政治に在て言わんか圧制の政事なり、人民に在て言わんか自由を得ず、豈に何ぞ醜にして且つ悪なりと云わざるを得んや。（③10頁）

植木は議論や出版の自由を妨害する政策を「醜」「悪」のものとして非難し、人民や国家の進歩を阻害するものと捉えている。さらに議論や出版の自由なきことは「圧制の政事」をもたらすと彼は考えていた。この辺の議論は『立憲政体略』の意見と近いもの⁵⁵である。植木はこうした見解に基づき、新聞紙条例と讒謗律を「発論の自由を妨害するもの」、「厳酷未だ曾て聞見せざるが如きの甚しきもの」(③10-11頁)と評して厳しく批判した。植木は発行停止となった『明六雑誌』の刊行継続を強く望んでいたが⁵⁶、その願望は実現されなかった。

10月27日板垣退助と島津久光(1817-1887)が共に辞職し、社会的に大きな反響を及ぼした⁵⁷。辞職にあたり天皇に上呈された板垣の上書(10月12日)と島津の上書(10月19日)が筆写されて世間に流布し⁵⁸、植木もおそらくそれを写していたことだろう⁵⁹。板垣は上書⁶⁰において自分の1874年1月の「上言」(『民撰議院設立建白書』)を強調し、大阪会議後の入閣は「上言」実現のためと論じた。板垣は立憲政体の早期樹立を目指しており、その努力によって「立憲政体の詔書」(1875年4月14日)が発布され、「漸次に国家立憲の政体を立て」ることが約束された。彼は立憲政体の準備として「内閣の分離」(内閣参議と各省卿の分離)を重要な課題と考え、その実現をはかったが、諸大臣と議論が合わず終に辞職したのである。

板垣下野の一件について、植木は「遂志不可問在政府内外論」⁶¹(1875年10月30日)の一文で取り上げて論じた。植木は板垣を「民権を拡張し国家の独立を鞏うし、進取して文明を求むるの人」と称え、板垣に対して「民間に在るも其志を変えず、益民権を拡張し文明を進め」るよう、期待を寄せている(⑥21-22k)。この文章において植木ははじめて「民権」に言及しており、彼の視野に「民権」の問題が徐々に浮かんできたことがわかる。また、植木がここで『自由之理』の政府批判の箇所を引用⁶²して「専制政治」を批判したのも(⑥19k)、注意に値する。前述のように、植木は人民の「開化」を無上の課題としていたが、この時期から彼は「専制政治」を人民の「開化」を阻むものとして捉え始めたと思われる。

(4) 筆禍事件をめぐる

下野した板垣に応援の言葉を送った植木はその後大病を患い、11月21日から翌年1月14日まで入院生活を余儀なくされた(⑦79-84頁)。この出来事は新聞紙条例に対する彼の意見発表を遅らせたと思われる。出院後間もなく、植木は「猿人政府」⁶³(1876年2月)を書いた。こ

の一篇は2月15日の『郵便報知新聞』に発表され、同月28日この投書が新聞紙条例に「犯触」した知らせが植木のもとに来た。植木は3月3日と4日東京裁判所に呼び出され、同月8日-12日調べを受けるために拘留され、同月15日「禁獄二月」の刑を宣告された。この日から5月13日まで、植木は鍛冶橋監獄で過ごした(⑦87-88頁)。植木の罪は「著述議論の自由を制する等の儀を論ぜし」ことであった。一方、植木の論文題を「猿人政府」から「猿人君主」に書き換えたため、『郵便報知新聞』の仮編輯長岡敬孝は禁獄一年半、罰金三百円という厳しい処罰を宣告された⁶⁴。

「猿人政府」は植木の四つ目の新聞投書である。植木は「新聞紙条例を發布せられしことを殊の外其の心に関し居りて」この文章を書いた、と追憶している(⑩14頁)。その論旨はこうである。人と猿の決定的な違いは「才性」である。人に備えた「思像の両才」こそ、人の人たる根本である。だから「思像の才を自由にし之を完う」すべきである(⑩32-33k)。

著述議論の自由を制し之を完うせしめざる時は、則之が為めに思像の自由を完うすること能わず。何ぞや、二者相連続すればなり。即ち一は本にして一は末なり、末を抑ゆれば本随て変ぜざることを得ず、故に発議の自由等を制するときは思像の自由も亦十分ならざる也。(⑩33k)

「思像」とは植木が『天道溯原』⁶⁵から学び取った言葉である。大まかに言うと、『天道溯原』での「思」は思考、「像」は想像の意である。植木の考えでは、「著述議論」は「思像」の表現手段であり、その自由が奪われると、「思像」の自由も望めないのである。「思像」は人の人たる根本だから、「思像」が出来ない人はもはや人ではなくなり、「猿」と大層変わらない存在になる。政府の言論弾圧策は「人に処するに猿に処するの道を以てする」もので、すなわち人を猿として扱う政策である。植木はこのようなやり方を「天理に反ける」ものとして厳しく批判し、このような政策を取る政府を「猿人政府」と呼んだ。この「猿人政府」について、たとえ当世人が口を封じ込められて批判できなくとも、「天下後世」になってきつと「至極の醜悪なる名声」を浴びるだろう、その時には抑圧された人民は「上等の誉名」を回復できる、と植木は確信を以て述べている。

1876年は実に言論弾圧の甚だしい年であった。植木の文章「猿人政府」が発表された頃、筆禍事件が相次いだ。2月13日に『朝野新聞』の社長成島柳北（1837-1884）が罰金百円禁獄四か月の刑を、同社の主筆末広重恭が罰金百五十円禁獄八か月の刑を、2月23日に『采風新聞』の記者本木貞雄（生没年未詳）が禁獄二年半の刑を言い渡された⁶⁶。植木はこれらのニュースに接してどのような感想を抱いたのだろうか。彼の文章「私有論」⁶⁷（1876年2月24日）はこのことに触れていた。その中で植木は「私有」を「金銀財貨」などの「有形の私有」と、「言行の自由」や「智識の妙用」などの「無形の私有」の二つに分類した。彼は「新聞記者」が「自ら其私有を毀損する者多し」と言って嘆いた。なぜならば、新聞記者は監獄に入れられて「智識」を「施用」することも「研磨」することもできず、「無形なる知識の私有を毀損」してしまったからである（⁶⁶43k）。植木はさらに「新聞条例の追加」を聞き及びそれを危惧していた。

若夫条例の追加あって発せば、新聞論者の法憲に犯触するものは転增多なるに至らん。夫如斯れば、政府人民に压制するにあらずして、人民自ら其私有を毀損すること、実に甚しと云うべし。嘗に言う耳ならずして、全国に大なる実禍を醸成し、智識復た開けず、富者復た興らず、危んど独立を保つこと能わざるに至ることあらん。（⁶⁶44k）

植木は新聞紙条例の罨にかからないように、婉曲な表現を使いながら、政府の「压制」を糾弾した。彼は政府の「压制」が人民の私有を侵害し、終に「大なる実禍を醸成」すると警告した。「私有論」の一文は実に植木の心情をよく表していると言えよう。掲載にあたり、おそらくは報知社側の判断で、新聞紙条例批判の内容⁶⁸がすべて削除され、読者の目に触れることはなかった。報知社は当時「猿人政府」の引き起こした筆禍事件の対処に苦しんでおり、再び事件が起こらないよう、自己検閲をしていたと思われる。

「私有論」を発表した後、植木は入獄した。二か月の獄中生活を終えて、5月13日に釈放された彼は、すぐに「喜新聞条例文」⁶⁹（1876年5月21日）を書いた。その論旨はこうである。新聞紙条例と讒謗律は已に法令となった以上、背くことはできないが、「建議」や「論弁」をしてそれらを「改正或いは廃止」にすべきである。「建議」や「論弁」が全く聞き入れられないなら、「人民は反て己の方向を定め確乎たる処置」を取るべきである。植木は「政府の事は頼む可

からず、己の勉強を恃む可し」と述べ (㉒205k)、自力で問題の解決を考えていたようだが、具体的な構想を示すことはなかった。

新聞紙条例発布の一周年の日に植木は「書感 讒謗律新聞条例第一回期日」⁷⁰ (1876年6月28日)を書いた。彼は「律例に抵触して身を囹圄に陥れしもの」の多さを嘆き、「予は彼の身を誤る者を指して狂暴とし、此一周年を目して狂暴の年と云わんと欲す」(㉒186k)という婉曲な表現を使ったが、実は政府の「狂暴」を批判していると思われる。植木は筆禍に遭った自分の気持ちをこう述べた。

その投書は二月十一日之を報知社に郵送せしが、当日は紀元節にして市中は殊に美わしく神心曠怡にして、その書を郵便箱に巻投せしは今も仍お記し居る、午前十時頃なり。此時に当て吾豈にその一篇の瓢筆より拘留いつかと禁獄二か月の駒を出すことを思わんや。夢にだも亦想わざりしなり。(中略)凡そ議論を出す毎に必ず皆斯の如く恐謹を加えざるはなければなり。唯奈何せん、賢明の視る所、吾儕の眼先に異なることあるを。(㉒186-187k)

投書を出す時の「神心曠怡」というゆったりとした気持ちと、筆禍になった時の「夢にだも亦想わざりし」気持ちとは、鮮烈な対照をなしている。植木は自分の綿密な検討の結果、問題なしと判断した文書が、政府の「賢明」によって断罪された時の意外感について、述べていた。彼は日本政府の厳しい言論弾圧が「欧州自由国の人と我邦後世の人」によってきつと批判されるだろうと示唆した (㉒187k)。自分の受けた不公平な処罰と政府の無道について、当時の日本人に伝える手段がなく、仮想上の外国人や後世の人たちを相手にしか、訴えられなかったのである。

(5) 抵抗意識のめばえ

植木は出獄後に政府批判の文章をいくつも書いたが、厳しい言論弾圧の中で発表する場を持たなくなり、唯一発表できたのは「自由は鮮血を以て買わざる可からざる論」⁷¹ (1876年6月)である。この投書はまたも筆禍事件を起こしてしまい、『湖海新報』の仮編輯長は禁獄一年半の刑罰に処せられた⁷²。植木の付けたタイトルはかなり激烈なものだが、色川大吉氏によれば、「自由は鮮血を以て買わざる可らざる」とはアメリカ独立運動の闘士パトリック・ヘンリー (Patrick

Henry, 1736-1799) の名句である⁷³。植木によれば、「自由」は「人間の最も貴重なるもの」であり、人間にとって「自由なくば幾んど生て益なき」のである。「自由は元と我固有のもの」だが、失われることがある。それは「自由」を「妨碍」するもののせいである (③39 頁)。「妨碍」とは、次のとおりである。

一は一人一個なり、一は〇〇〇〇なり (中略) 一人一個のものは縦い如何なるものと雖も、
同く是一人一個たれば敢て過甚の力を有せず、若し夫〇〇〇〇なる者は一〇の頭長たり、
必ず大に勢力を有す、故に其妨碍を為すも亦強且つ大なり。(③39 頁)

伏字は「圧制政府」と思われる。植木は「一国の頭長」である「圧制政府」は大きな勢力を持っているため、「自由」に対する「妨碍」は「強且つ大」と論じたのである。彼は「妨碍」の起こる原因として、「情欲」とそこから発生する「己れを利し彼を害する」心、さらに「眩惑」を挙げていた。「人民を保護する」ことを本職とする政府は、その私欲や利己心のために惑わされて、却って人民の自由を損なってしまったと植木は見ている (③40 頁)。彼は次のように言っている。

共和政体は人民の好む所なり。政府果して必人民の利を惟謀るとせんか、古より政府自ら
発し自ら先んじて共和政体を立てたるものあるや。議院も亦人民の望む所なり、將た人民
の為に其権利を全うする所たり。然れども古今各邦を察するに、政府己れより出て先ず唱
えて議院を立てたるものありや、たとい之れありと雖も仍希なり。(③41 頁)

植木は「議院」を「人民の為に其権利を全うする」ものと考えており、このような「議院」を政府は積極的に作るはずがない、という認識に至った。彼はイギリスにおける「マグナカルタ」(the Great Charter of the Liberties of England, 1215) の成立や、アメリカ独立戦争 (1775-1783) を高く評価し、且つそれらは「労力」や「鮮血」によって築かれたものだ指摘した。日本人民が「政府の圧制に逢わんときは、豈何ぞ之に〇わざるべけんや」(③42 頁) と言い、かつてのイギリスやアメリカに習って、圧制政府と戦うべきだということを仄めかした。

植木は「民権」を「車」に「自由」を「貨」にたとえ、圧制政府を相手に「自由」を取り戻すために、「民権」という方法を利用すべきだとし、さらに「議論と鮮血との抵抗者」の力で「民権」の車を押していくしかないと考えた（③42 頁）。だが、彼が考えた二つの抵抗手段には順序がある。あくまで「議論」が先であり、それが阻まれた場合に「鮮血」による抵抗はやむを得ない選択であった。

転〇乎転〇乎、吾汝を愛す。湯桀を放ち、武王紂を伐つ。極悪〇〇を除き、至不良〇〇を転覆して、其国民を安んずるは天理の不可なる所に非るなり。之を名けて人民不得止の権利と云う。（③43 頁）

伏字はおそらく「極悪圧制を除き、至不良政府を転覆して」だろう。植木はそれを「天理」に叶えることとし、人民の「不得止の権利」と規定した。「放伐」といい「転覆」といい、明らかに革命につながる思想を、植木が抱くようになったと言える。

植木の文章は「圧制政府転覆すべき論」⁷⁴を下敷きにした可能性がある。「圧制政府転覆すべき論」は大きな筆禍事件を起こし、計四人の記者が厳しい刑罰に処せられた⁷⁵。植木は獄中これらの記者と知り合い、出獄後その文章を読んだと予想される。文中アメリカの独立革命を称える山脇巍の言葉、「真正の自由は鮮血死屍の萌芽にして、坐上議論の萌芽にあらざる」や「真正の自由を得んと欲せば、数百の生命を以て買わざる可らず」が植木にヒントを与えたと思われる⁷⁶。

厳しい言論弾圧の中で、急進的な新聞雑誌が次々と廃刊に追い込まれ、植木は議論を発表する場を失ってゆく。彼の考えた「議論」を通して政府に抵抗することは、現実的にほとんど不可能となった。1876年9月27日、植木は再び東京の板垣家に寄寓することになり、その後板垣との交流を深めていた（⑦102 頁）。翌月末に士族反乱が起り、10月25日の植木日記に「熊本の賊蜂起せりと聞く」（⑦104 頁）とある。この頃一連の士族反乱が起こった。植木はすぐに「今に至て益民権の至要を知る」⁷⁷（1876年11月1日）を執筆し、「民権」によって「愛国心」を振起することは、反乱に対処する最良の手段だと論じた（⑩110-113k）。翌年2月14日植木は板垣とともに故郷高知に帰り、彼の東京遊学時代は急遽終りを告げたのである。

おわりに

以上で検討してきたように、植木は最初に人民の「開化」を至上の目的と設定し、政府をあくまでその手段と位置づけていたが、思想と言論の自由が政府の圧制によって脅かされるようになってから、彼は政府の施政を批判するようになった。その後彼は筆禍事件に遭って一時はすべての自由を奪われた。出獄後の植木も厳しい言論弾圧の中において、議論を発表する場を持たなくて憤悶としていた。このような情勢の中で、彼は次第に「民権」によって「自由」を守ることの重要性に気づいたのである。

人民の智徳を發展させなければ、立憲政体や民主政治の実現が難しい。しかし専制政府の下では「民権」を拡張しなければ、人民の「自由」が脅かされ、智徳の發展が阻まれる。植木はこのようなジレンマの中にいたと言えよう。もともと人の智徳の發展を重視する植木であるし、自らの入獄経験も重なり、彼は次第に「民権」の方に傾いていった。しかし、人の智徳の發展を目指して挫折し、やむを得ず民権運動に投入したという経緯は、彼の思想と人生の全体から眺めると、とても重要な一節であった。彼にとって「民権」は「自由」ないし人の發展の手段であった。この姿勢は終生崩れることなく維持されたのである。

¹ 本稿における年月日の表記は原則として、1873年（明治6年）1月1日の改暦以前については和暦・年号を用いて括弧内に西暦を補い、改暦以後については西暦表記のみとする。引用に際して、旧仮名遣いを新旧仮名遣いに、漢字を常用漢字に改めたが、其他は原則として注記の資料に従った。引用文中の棒線とルビはすべて引用者による。

植木枝盛の初期論文は、投書の方は編集者による訂正が多く、時には植木の原意を無視する場合もある。そのため、本論は新聞に掲載された文書についても、基本的に草稿の方を使うことにした。

引用の際に、簡便をはかるため、『植木枝盛集』（岩波書店、1990-1991年）1-10巻からの引用は①-⑩と頁数の形で示した。国会図書館憲政資料室所蔵『植木枝盛関係文書』からの引用は、リール番号（~~168~~-~~174~~）とコマ数（k）の形で示した。

² 遠山茂樹「家永三郎著「植木枝盛研究」』『歴史評論』127、1961年3月；小山仁示「自由民権と植木枝盛の思想」（住谷悦治ほか編『講座日本社会思想史 1 明治社会思想の形成』芳賀書店、1969年）；土方和雄「植木枝盛——人民主権の主張」（朝日ジャーナル編集部編『日本の思想家 上』朝日新聞社、1975年）；稲田雅洋「植木枝盛」（『近代日本の思想 1』有斐閣、1979年）；松沢弘陽「自由民権論の政治思想——覚え書き」『社会科学研究』35（5）、東京大学社会科学研究所、1984年；中川洋子「植木枝盛における「無天」の思想」『竜谷史壇』101-102、1994年1月。

³ 家永三郎著『植木枝盛研究』岩波書店、1967年。なお、家永の植木評価に同調する研究者は以下である。高島徹郎「植木枝盛——自由民権思想の極致」（小山仁示編『明治国家への反逆』芳賀書店、1969年）；大江志乃夫「植木枝盛——自由民権運動の実践的理論家」（松島栄一等編『進歩と革命の思想 日本編』、新日

本出版社、1978年)；井田輝敏「明治前期の「抵抗権」思想——福沢諭吉と植木枝盛を中心として」『北九州大学法政論集』10(1・2)、1982年11月。

⁴ 米原謙の著書『植木枝盛——民権青年の自己表現』(中央公論社、1992年)と小畑隆資の論文「自由民権運動家・植木枝盛の誕生——『自由ハ土佐ノ山間ヨリ』」(『岡山大学法学会雑誌』50(3・4)、2001年3月)は、植木思想の形成過程に目を向ける数少ない研究である。

⁵ 植木の『日記』によると、彼の初回の東京滞在は1873年2月23日-11月15日(⑦24頁、36頁)、約九か月間であった。

⁶ 戸沢行夫によれば、明六社定例会の一般公開はちょうど2月16日からである。この定例会は月に2回開かれ、最初は「聴聞切手三十枚」を販売し、傍聴者の最大人数は30人だった。二か月後に「聴聞切手」が廃され、明六社の定員を介して許可を得た者のみの参加となった。これで参加者数はさらに狭く限定されたようである。(戸沢行夫著『明六社の人びと』築地書館、1991年、82-84頁)。植木はその少人数の傍聴者の一人だった。

⁷ 著者の統計によれば、植木の東京遊学二年間に諸会合への出席数は明六社例会18回(1875年2月16日-1876年2月16日)、三田演説会19回(1875年6月5日-1877年2月10日)、修文会37回(1875年2月26日-1876年10月3日)、奥宮荘子会5回(1875年6月28日-9月19日)。

⁸ 植木は「独学」という学問の仕方を深く愛していた。『植木枝盛君略伝』(⑩8-10頁)。

⁹ 植木の『日記』によれば、彼は1877年2月14日東京を離れ故郷高知に帰った(⑦114頁)。

¹⁰ たとえば、森有礼(1847-1889)「開化第一話」(『明六雑誌』3号、1874年4月)；津田真道(1829-1903)「開化を進む方法を論ず」(同3号、1874年4月)；箕作麟祥(1846-1897)「開化の進むは政府に因らず人民の衆論に因るの説」(同7号、1874年5月)；中村正直「人民の性質を改造する説」(同30号、1875年2月)；西村茂樹(1828-1902)「文明開化の解」(同36号、1875年5月)。なお、植木と明六社の関係や、彼の思想に対する『明六雑誌』の影響は家永三郎氏によって指摘された。『植木枝盛研究』(注3)73-74頁。

¹¹ ギゾー(Francois Guizot, 1787-1874)著、永峰秀樹(1848-1927)訳『欧羅巴文明史』奎章閣、1874-77年、全14冊。植木は1875年2月23-28日『欧羅巴文明史』4冊を読んだ(『閲読書目録』、⑧253頁)。

¹² 植木枝盛「開化進歩」『論説彙集 一』1875年2月26日。『論説彙集 一』植木の自筆稿本、国会図書館憲政資料室所蔵の『植木枝盛関係文書』(『憲政史編纂会収集文書』リール番号168)に入っている。この文章は『植木枝盛集3』(岩波書店、1990年)に収録。

¹³ 植木論文より約一年前に書かれた森有礼「開化第一話」(注10)は人類発展における「野蛮」「半化」「文明」のプロセスを指摘しており、これは明六社周辺、ひいては当時社会での一般的な捉え方と言えるかもしれない。

¹⁴ 植木枝盛「開化二基」『論説彙集 一』(注12)1875年3月7日。『植木枝盛集3』(注12)に収録。

¹⁵ 「文化と称すべき者は国家の開化と人心の開化との二者、即ち開化の二基を兼ねざれば、生々活潑なる能わず。又其光輝赫々たる所以んの者は全く此二基の上に属するを見るべし。国家の開化とは交際の制法の改良を云い、人心の開化とは心志の解発を云う」『欧羅巴文明史』(注11)、1巻17丁裏。

「又其本義は独り一人の上に限り傍人に関せざる重大実事あり、是を教法、理学、詩文、学問、芸術と云う。此等数事は重に一人一個の上に於て其心を正うし、其智を磨き其情を悦ばしむるに帰して、交際上に大関係なきが如しと雖ども、文化の本源を学習するに於て、是等数事常に其進歩を促すに力あり」同9丁表。

- ¹⁶ 植木の「開化」系列論文における『欧羅巴文明史』の影響について、米原氏は「国家よりも個人を優先する視点はギゾーの文明論に学んだものだろう」（『植木枝盛：民権青年の自我表現』（注4）、32-33頁）と指摘されたが、この意見は更に検討を要する。
- ¹⁷ 『欧羅巴文明史』（注11）1巻17丁裏。
- ¹⁸ 『欧羅巴文明史』（注11）1巻14丁表。
- ¹⁹ 『欧羅巴文明史』（注11）1巻8丁表。
- ²⁰ 『欧羅巴文明史』（注11）1巻21丁表-23丁裏。
- ²¹ 「国の政法良善にして正大の道行わるるときは、其国人をして必ず清廉に趣むかしむべきこと、猶お人智の改良が国家の福祉を興せしと同一理なり」（『欧羅巴文明史』（注11）1巻、23丁裏）。
- ²² 植木枝盛「開化二基の続」『論説彙集 一』（注12）1875年6月26日。『植木枝盛集 3』（注12）に収録。
- ²³ ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）著、永峯秀樹訳『代議政体』壺章閣（巻1-2は1875年5月刊、巻3-4は1878年3月刊）。植木は1875年6月中旬に『代議政体』2冊を読んだ（『閲読書日記』、⑧254頁）。
- ²⁴ 「政体政法と云う者は人造に関り、其出処も其存在も尽く人の取捨に因る者なる」（『代議政体』（注23）巻1、5丁裏）。
- ²⁵ 「人民の形勢上に掲ぐる所より愈高尚なれば、政府も亦愈高尚となり、政府の形勢の良善なるの度は正に人民の形勢の良善なるに比例し、（中略）善政府の最も肝要なる元質は国家を構成する人民の徳義智識に在り、故に凡そ政府をして善良ならしむべき目的の最大要件は人民の徳義智識を進むるに在り」。（『代議政体』（注23）巻2、22丁裏-23丁表）。
- ²⁶ 箕作麟祥訳「開化の進むは政府に因らず人民の衆論に因るの説」（注10）は、「開化」を推し進める「人民」の力を強調していた。福沢諭吉（1834-1901）著『文明論之概略』も「人民の智徳」が「文明」の根本であると論じていた（『文明論之概略』巻3、出版社不明、1875年8月、42丁表）。
- ²⁷ 植木枝盛「開化有二論」『天放堂哀説』1875年11月7日。『天放堂哀説』は植木原稿の写本であり、『植木枝盛関係文書』（『憲政史編纂会収集文書』リール番号168）に入っている。後に新聞投書、植木枝盛「開化有二論」『郵便報知新聞』1875年11月9日。
- ²⁸ 「術策」については、加藤弘之（1836-1916）著『真政大意』（山城屋佐兵衛、1870年）には「治術」への言及が多く、植木はそこからヒントを得たのかもしれない。植木は1874年7月中旬、1875年10月1-5日にこの本を読んだ（『閲読書日記』、⑧253、255頁）。
- ²⁹ 植木が「政事」の役割を重視するようになったのは、ブルンチュリー（Johann Kaspar Bluntschli, 1808-1881）著、加藤弘之訳『国法汎論』（文部省、1872-1874年）の影響が考えられる。彼は1874年3月2日、11月23-28日、1875年7月上旬-9月上旬にこの本を読んでいた（『閲読書日記』⑧252-254頁）。『国法汎論』は憲政について綿密に論じており、植木に政治の重要さを認識させるに十分な内容を持っていた。
- ³⁰ 遠山茂樹等校訂『自由党史 上』岩波書店、1957年、137頁。
- ³¹ 1874年5月15日の日記に「立志社の会議に過る」とある（⑦44頁）。
- ³² 『植木枝盛君自叙伝』、⑩11頁。
- ³³ 無署名「国会の説」『文集』1874年。『文集』は植木原稿の写本であり、『植木枝盛関係文書』（『憲政史編纂会収集文書』リール番号171）に入っている。
- ³⁴ 板垣は同年10月27日辞職するまでその任に当たった。『自由党史 上』（注30）、167頁。
- ³⁵ 植木は三日後何らかの事情で一度板垣家を離れたが、板垣の説得で同月23日また板垣家に戻った（⑦

59-60 頁)。

³⁶ 1875 年 5 月 16 日の日記に「午後六時神田萩原へ遷居す」(⑦63 頁)、とある。

³⁷ 小畑隆資「自由民権運動家・植木枝盛の誕生」(注4)、23頁。

³⁸ 植木枝盛「政府の人民に於ける猶お父母の其子に於けるが如きの論」『論説彙集 一』(注12) 1875 年 5 月 9 日。後に新聞投書、大榎繁太郎「論有政府於人民猶父母於其子者」『東京日日新聞』1876 年 10 月 14 日。『植木枝盛集 3』(注12) は新聞投書を収録。本論文の作成日は従来研究で言われた 1876 年 10 月 14 日ではなく、約一年半前の 1875 年 5 月 9 日である。植木思想における「民権」論の発生を考える際に、本論文の作成日の確定は重要な意味を持っており、ここで敢えて説明しておく。

³⁹ ミル (John Stuart Mill) 著、中村正直 (1832-1891) 訳『自由之理』全 5 巻 6 冊、出版人木村謙一郎、初版は 1871 年。ここでは 1872 年版を使う。植木は 1875 年 11 月 7-12 日、『自由之理』全 6 冊を読んだ(『閲読書日記』、⑧255 頁)。ただし、彼はもっと前にも『自由之理』を読んでいたと思われる。

⁴⁰ 「若し政府 (即ち仲間会所) にて多くの人民をしてただ小児の如く智慮遠からざらしめば、政府その責を逃るるところなし。蓋し人、未だ成丁せざるものは、これが善きようにとその一己に属することまでも世話をするは、仲間会所の職任なり」『自由之理』巻 4 (注 39) 17 丁表-17 丁裏。

⁴¹ 「夫子の牆は数仞なり、其の門を得て入らざれば、宗廟の美、百官の富を見ざらん。其の門を得る者或は寡し」(『論語 子張篇』吉田賢抗著『新釈漢文大系 1』明治書院、1986 年、428 頁)。孔子の学問 (牆) はレベルが高くて本当の理解者が少ない、とすることである。

⁴² 「定律」について、たとえば加藤弘之著『国体新論』(谷山楼、1874 年) では、「立憲君主政体」を「立君定律」と言い換えていたので、「定律」は「立憲」に近い意味と解せる。植木は 1875 年 3 月下旬に『国体新論』を読んだ(『閲読書日記』、⑧253 頁) ので、この用法を知っていたはずである。また、植木が 1875 年 2 月上旬に高橋達郎訳編『百科全書 交際篇』(文部省、1874 年) を読んだ(『閲読書日記』、⑧254 頁)。そこにも「立君定律」の項目があり、やはり立憲君主制の意味である(『百科全書 中巻』丸善、1885 年、600-603 頁)。

⁴³ 注 22。

⁴⁴ 植木枝盛「自由談一章」『論説彙集 一』(注12) 1875 年 7 月 17 日。『植木枝盛集 3』(注12) に収録。

⁴⁵ 加藤弘之は「邦国今日の世態人情に適切恰当なる者を選ぶ、独り賢智者の能く為す所なり」(「加藤弘之の質問」『東京日日新聞』1874 年 2 月 2 日) と言ったし、西周も「自尊自重天下と憂楽を共にするの氣象を有するは、学識ある人に望むべし」(「駁旧相公議一題」『明六雑誌』3 号、1874 年 3 月、10 丁裏) と言っている。植木は 1874 年 12 月 19-22 日に『民撰議院集説』(桜井忠徳編、文宝堂、1874 年) を読んだ(『閲読書日記』、⑧253 頁) ので、そこに収められた加藤や西の議論を知っていたと思われる。

⁴⁶ 植木の日記によれば、彼は 1876 年 6 月 5 日の三田演説会で「新聞編集者論」を聞き、同月 16 日の明六社演説会で「福沢諭吉新聞条例の論」を聞き、7 月 3 日の三田演説会で「新聞条例の論二、学問の方法、新聞条例の出るは民に権なきに因る論」を聞いていた。また両条例発布当日の日記に「讒謗律、新聞条例発布さる」の記録があった(⑦65-68 頁)。

⁴⁷ 『明六雑誌』は 7 月と 8 月が休刊となっていた。9 月 1 日の定例会で福沢諭吉による「明六雑誌の出版を止るの議案」は多数の同意を得て採択された(『郵便報知新聞』1875 年 9 月 4 日社説、戸沢行夫著『明六社の人びと』(注6) 168-170 頁)。以後、『明六雑誌』は 9 月に 2 冊、10 月と 11 月に各 1 冊を刊行して終了となった。しかもその内容は 7 月 16 日までの定例会の演説草稿であった。一方、定例会の一般公開は 1876

年2月1日まで継続していたようである（『植木枝盛日記』、⑦86頁）。

⁴⁸ 西田長寿著『明治時代の新聞と雑誌』至文堂、1966年、92頁。

⁴⁹ 注44。

⁵⁰ 加藤弘之著『立憲政体略』（谷山楼、1868年）は立憲政体における「臣民」の「私権」と「公権」を論じて「私権とは私身に関係する所の権利にして、所謂任意自在の権と称する者はなり。公権とは国事に預かるの権利を云うなり」と言い、七つの「私権」（「生活の権利」、「自身自主の権利」、「行事自在の権利」、「結社及び会合の権利」、「思・言・書自在の権利」、「信法自在の権利」、「万民同一の権利」）を挙げて詳論したが、「公権」についての論述はかなり簡略であった（21丁裏-26丁裏）。植木は1873年11月2日に『立憲政体略』を読んだ（『閲読書日記』、⑧252頁）ので、加藤の議論の枠組みを学んだ可能性がある。

⁵¹ 加藤は「生活の権利」について、「生活は天の賜う所、之を奪うも亦天にあり」（同上22丁表）と言ったのは唯一の例である。

⁵² 日記によれば、植木は1875年7月1日明六社の定例会で「西村権利の解」を聞いた（⑦68頁）。演説の内容はのちに刊行された。すなわち、西村茂樹「権理解」『明六雑誌』42号、1875年10月。

⁵³ 『明六雑誌』42号、1丁裏。

⁵⁴ 同上、1丁裏-2丁表。

⁵⁵ 「思・言・書の三事悉く意に任ずることを得るの権利なり。但し思考の自在は仮令い桀紂といえども敢て禁ずること能わず。されども其思考する所を自在に言述し或は書記鏤刻して公布するを禁ずるは、君主擅制、君主専治の常なり。惟其自在を許すものは立憲二政体の各国のみ。蓋し此各国益開化文明に赴く所以なり。但し此権利自在なりとて、妄りに書記するを許すにあらざ。其書記する所甚だ人心を疊惑し、治安を妨害する等のことあれば、記者必ず其罪を受くること固より当然なり」『立憲政体略』（注50）、23丁裏-24丁裏。加藤は問題ある言論に対してて処罰を主張したが、植木は「暴激にも陥り国安を害し世害をなす」（③10頁）ような言論を極端な事例と見て論外に付し、専ら言論の自由を強調した。

⁵⁶ 植木枝盛「明六雑誌の出版あらんを望み併て福沢中村西村先生等に質す」『天放堂哀説』（注27）執筆日未記入。後に新聞投書、植木枝盛「明六雑誌の出版あらんを望み併て福沢中村西村先生等に質す」『郵便報知新聞』1876年10月25日。

⁵⁷ 『自由党史 上』（注30）、167、184頁。

⁵⁸ 同年10月23日の木戸孝允（1833-1877）の日記では「左大臣昨日来の事情、同意のもの相合して、征韓党、封建党、民権党、不平の徒を総じて煽動し、密封書等も直に世上へ流布せしむ」とある（妻木忠太編纂『木戸孝允日記 下』、日本史籍協会、1932-1933年、251頁）。「密封書」はすなわち二大臣の天皇への上書。

⁵⁹ 植木の日記では1875年10月24日に「木戸・板垣の建言を写す」（⑦77頁）とあり、「板垣の建言」とはおそらく辞職の際の「板垣の上書」である。

⁶⁰ 岩倉公旧蹟保存会編『岩倉公実記 下』岩倉公旧蹟保存会、1906年、1326-1330頁。

⁶¹ 植木枝盛「遂志不可問在政府内外論」『天放堂哀説』（注27）執筆日未記入。日記に基づき、この論文は10月30日の作成と推定できる（⑦77頁）。後に新聞投書、植木枝盛「遂志不可問在政府内外論」『郵便報知新聞』1875年11月4日。

⁶² 『自由之理』（注39）巻5、20丁裏。なお、『自由之理』巻5に「専権の官政」や「君主専政」に対する批判が多く見られる（22丁裏、24丁表、25丁裏）。これらの内容は植木に影響を与えたと思われる。

⁶³ 植木枝盛「猿人政府」『天放堂哀説』（注 27）執筆日未記入。日記に基づき、執筆日は 2 月 12 日より少し前と判定できる（⑦86 頁）。後に新聞投書、植木枝盛「猿人君主」『郵便報知新聞』1876 年 2 月 15 日。『植木枝盛集 3』（注 12）に収録。

⁶⁴ 以上は『植木枝盛君略伝』の記載による（⑩14-16 頁）。

⁶⁵ 植木は 1874 年 8 月 2-10 日に、1875 年 11 月 15 日-1876 年 1 月中旬に『天道溯原』を読んだ（『閲読書目記』、⑧253、255 頁）。また、1876 年 9 月 26 日の日記に「午后吉川に往き天道溯原を借り来る」（⑦102 頁）とあるから、植木は少なくともこの本を三回読んでいた。『天道溯原』は多くの版があり、植木の読んだ版を特定できないが、ここでは丁隴良（William Alexander Parsons Martin, 1827-1916）著、中村正直訓點『天道溯原』（山田俊蔵、1875 年）を使う。また、「思」と「像」を論じる箇所は『天道溯原 上』17 丁表-18 丁表。

⁶⁶ 宮武外骨著『筆禍史』雅俗文庫、1911 年、107-113 頁を参照。

⁶⁷ 植木枝盛「私有論」『天放堂哀説』（注 27）1876 年 2 月 24 日。後に新聞投書、植木枝盛「私有説」『郵便報知新聞』1876 年 3 月 6 日。

⁶⁸ 約 1500 字。これについて今まで殆ど言及はなかった。

⁶⁹ 植逕子「喜新聞条列文」『文集』（注 33）執筆日未記入。日記に基づき、執筆日は 1876 年 5 月 21 日と判定できる（⑦91 頁）。「植逕」は植木の筆名。

⁷⁰ 植木枝盛「書感 讒謗律新聞条例第一回期日」『論説彙集 一』（注 12）執筆日未記入。新聞紙条例発布の「第一回期日」、すなわち 1876 年 6 月 28 日の作成と推定できる。

⁷¹ 「自由は鮮血を以て買わざるべからざる論」『論説彙集 一』（注 12）。草稿は現在未発見。日記に基づき、執筆日は 6 月 12 日と判定できる（⑦93 頁）。後に新聞投書、植逕「自由は鮮血を以て買わざるべからざる論」『湖海新報』11 号、1876 年 6 月。投書は『植木枝盛集 3』（注 12）に収録。

⁷² 判決文「其方儀湖海新報第十一号へ住所詳かならざる植逕逕投ずる処の、自由は鮮血を以て買わざるべからざるの論を筆記する、科新聞紙条例第十三条に依り、禁獄一年半申付る」『東京日日新聞』1876 年 8 月 16 日。植木は筆名を使ったため処罰を免れた。

⁷³ 色川大吉著『自由民権』岩波書店、1981 年、7 頁。この言葉の出典は氏は触れておらず、不明のままである。

⁷⁴ 伊東孝二（おそらく筆名）「圧制政府転覆すべき論」『評論新聞』62 号、1876 年 1 月。

⁷⁵ 小松原英太郎（1852-1919）禁獄二年、山脇崑（1856-1923）禁獄一年、横瀬文彦（生没年不詳）は禁獄三か月罰金五十円、石田知彦（生没年不詳）も禁獄一か月。「雑報」『東京日日新聞』1876 年 1 月 31 日。成島柳北「ごく内ばなし」『柳北遺稿』第 1 巻（成島復三郎、1890 年）51 頁。

⁷⁶ 日本社会運動思想史編纂委員会編『日本社会運動思想史 1 自由民権思想』青木書店、1968 年、72 頁。

⁷⁷ 無署名「今に至て益民権の至要を知る」『天放堂哀説』（注 27）1876 年 11 月 1 日。後に新聞投書、植逕「今に至て益民権の至要を知るの論」『朝野新聞』1876 年 11 月 5 日。

植木枝盛在东京游学时代的思想轨迹

——“开化”“民权”与“自由”——

那希芳

思想家植木枝盛在二战后虽备受关注，但研究者大多是从外部对植木的整体思想进行把握。将植木思想重新放入历史之中，讨论其思想形成过程的研究寥寥无几。本文锁定在1875年2月至1877年2月植木在东京游学的这段时间，探讨了植木思想中“开化”、“民权”、“自由”等概念是如何出现的。并结合笔祸入狱等植木的实际生活经历，考察了他对这些概念理解的演进过程。

通过探讨发现，植木最初关心的是“开化”。他在讨论开化问题时参考了弗朗索瓦·基佐和斯图尔特·穆勒的译书中的观点，但也不乏他本人的创见。植木最初非常强调人的发展，将政府视作为人服务的工具。他认为首先要发展人的知识和道德，在此基础上才可讨论议会等问题。这些看法与同时代的启蒙思想家加藤弘之及西周等人的观点相似。此后，由于明治政府出台了旨在镇压言论自由的“新闻纸条例”，促使植木开始认识到思想与言论自由的重要性。不久后报界知名人士开始遭到处罚，而此时主张立宪的民权运动领导者板垣退助也在政治斗争中失败下野，使得在政府主导下逐步实现立宪的可能性更加渺茫。在这些事件的刺激下植木开始思考“民权”的意义。

1876年2月植木在一篇文章中指出，如果政府不给予人民言论的自由，即是把人不当人而是当作猿猴看待。该文发表后植木即被处以监禁两个月的刑罚。出狱后他对“新闻纸条例”的批判更为激烈，6月他在《湖海新报》上刊载了题为“自由必用鲜血为代价”的文章，开始批判专制政府，并指出如果议论不能奏效，那就只有依靠“民权”对抗专制，最终获得“自由”。此后植木开始向板垣退助靠拢，二人在思想上也有了更多的共鸣。该年10月日本南方爆发了大规模的反政府叛乱，植木以此为契机更加重视研究专制政府的弊病，并开始认为只有“民权”才是出路。

综观植木东京游学两年间的思想轨迹，他一方面认为民智不开无法建立立宪政体，“开化”和人的发展迫在眉睫；另一方面又通过亲身经历认识到不发展“民权”则人的自由无法保证，“开化”和人的发展也无从着手。面对这一矛盾的现实，植木最终选择了通过“民权”实现“自由”的道路。但他此时期所悟得的“开化”和人的发展的重要性，在其思想的基底部分被固定下来，成为他思考各种现实问题时的最终指向和目标。对此将在以后进一步探讨。